

建設業者団体による取組

建設業者団体による取組（①概要、検討課題）

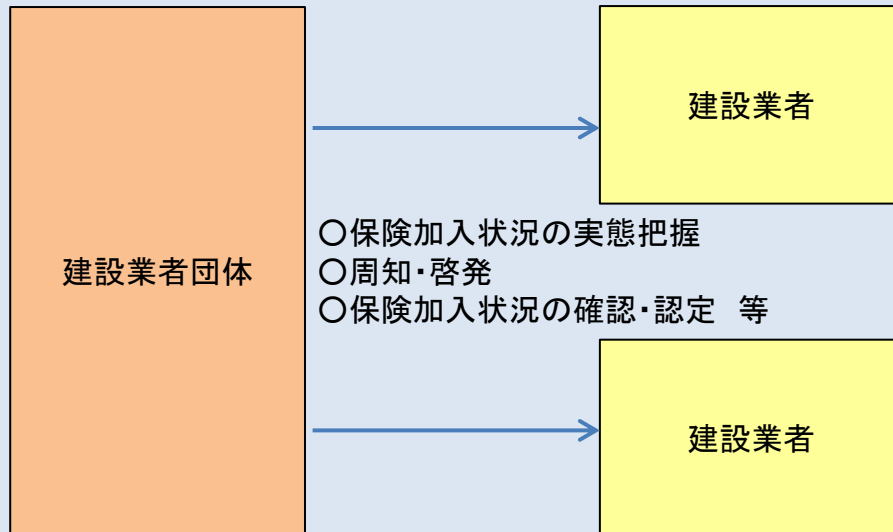
概要

○ 建設業者団体において、社会保険加入促進に向けた実態把握、周知などの方策を自主的に講じ、業界を挙げて社会保険未加入に取り組む気運を盛り上げる。

【考えられる取組例】

- ・業界内の保険加入状況の定期的な実態把握
- ・社会保険加入の必要制と対策の会員企業等に対する周知・徹底
- ・法定福利費の確保に向けた取組
- ・重層下請構造の是正に向けた取組
- ・団体による優良企業認定制度の創設などの取組
- ・社会保険加入手続に精通した社員がいない等事務的な対応が困難な会員企業の保険関係事務処理の支援（社会保険労務士と連携した対応体制の構築等）

スキーム



ヒアリングでの専門工事業団体の意見

○団体による保険加入企業の認定が考えられる。

- ・会員の中から優良事業者を選定し、公開しており、保険加入を条件としている。
- ・タクシー業界のAマークのような「優良マーク」があれば施主等にPRになる。
- ・保険加入企業に対し、ステッカーを標示することが考えられる。
- ・マル適マークなど、目に見える差別化が考えられる。
- ・国交省でモデルケースを出し、フォーマットを定めてもらえれば、それに準じた取組が可能。

○団体による取組は困難。

- ・業界団体が労働者単位の加入状況を確認するのは、現実的でない。
- ・団体が表彰するだけでは喜ばれない。
- ・団体には情報が集まらないので、自主的な取組は困難。
- ・団体による会員企業の審査は、団体内部の審査なので公平性を欠く。
- ・身内が身内を査定するのは難しい。コンサルなどで審査ができればよい。
- ・保険加入事務の実施体制を検討すべき。

建設業者団体による取組（② 関係条文）

○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（届出）

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（報告等）

第二十七条の三十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関して報告を求めることができる。